

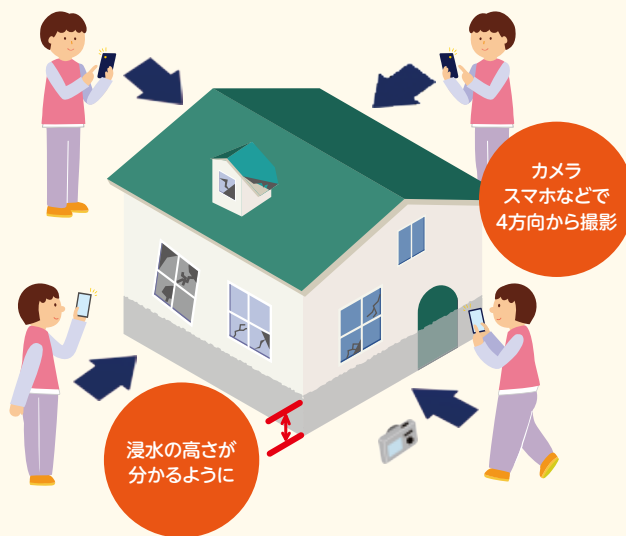
災害で自宅が被害にあったら？

地震や風水害などにより、自宅が被害を受けた場合、まず何から手を付けてよいのかわからないという方も多いのではないのでしょうか。一日でも早く日常生活を取り戻せるように、次の2点を参考にしてください。

1 家の被害状況を写真で記録する

一刻も早く家の片付けや修復作業に取り掛かりたくはなりますが、まずは自宅の被害状況を写真で残しましょう。被害状況により支援の内容や程度が決まるため、被害が分かる写真はさまざまな申請に必要となります。

家の外の写真の撮り方のポイント



家の中の写真の撮り方のポイント



2 罹災証明書・罹災届出証明書の発行手続き

罹災証明書とは？

申請先 市民課、支所、駅前行政センター

災害による家屋の被害の程度を市が調査し証明するもので、各種被災者支援の申請に必要となります。

(例：税金の減免、各種融資、義援金の支給など)

- 交付には原則、国の基準により市が現地調査を行います。
- 被災日から期間が空いてしまうと、その災害で被害を受けたものか判断できなくなるため、速やかな申請をお願いします。

罹災届出証明書とは？

申請先 危機管理課

災害による家屋以外の被害や、家屋でも被害の判定を必要としない場合、被害を受けたという届出がされたことを証明するもので、市の現地調査は行いません。

(例：保険会社への申請など)

- 被害の程度を証明するものではありません。
- 即日交付することができます。

申請方法

罹災証明書・罹災届出証明書は、窓口や郵送だけでなく電子申請でも受け付け可能です。

詳細は市ホームページをご確認ください。



※大規模災害が発生した場合は、通常の申請方法とは異なる可能性があります。

その際は、市ホームページなどでお知らせしますのでご確認ください。

問い合わせ…危機管理課 ☎048-242-6357 FAX048-257-3535